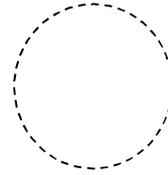


【令和7年度】定額減税補足給付金（不足額給付）  
不足額給付1 申請書（請求書）

受付印



申請日	令和7年__月__日
	越谷市長 宛

【申請期限】  
令和7年10月31日(金) ※当日消印有効

- 裏面の【誓約・同意事項】を全て確認しチェックしました。全ての内容に誓約・同意の上、申請します。  
※記入例を確認いただきながら、ご記入ください（記入後、記入漏れがないか確認をお願いします）。

不足額給付とは、令和6年度に実施した定額減税補足給付金（当初調整給付）（注）の算定に際しまして、令和5年中の所得等を基にした推計額（令和6年分推計所得税額）を用いて算定したことにより、支給額に不足が生じた方などに対し、不足額を支給するものです。

注：定額減税補足給付金（当初調整給付）とは、令和6年度に実施した所得税及び個人住民税所得割の定額減税を十分に受けられなかった（＝定額減税可能額が、令和6年分の推計所得税額又は令和6年度分の個人住民税所得割額を上回った）方に対し、当該上回る額の合算額を基礎として算定した額を支給したものです。

**【本様式での申請が必要な方】**

- 令和6年中に他自治体や海外から本市に転入され、令和7年度個人住民税課税自治体（原則として令和7年1月1日住民登録地）本市であった方の内、以下の支給要件に該当する方が対象となります。  
具体的には、次の①又は②の方が該当する可能性があります。  
①令和6年分所得税額が令和5年分所得税額より減少した方  
（例：令和6年所得が、令和5年所得よりも減少した方）  
②令和6年中に扶養親族が増えた方（例：お子さんが出生された方）等

**1. 申請者（請求者）※現住所以外の住所欄（令和6年1月1日時点の住所）も必ずご記入ください。**

(フリガナ) 氏名	生年月日	現住所
	大正・昭和・平成 年 月 日	〒 電話 ( )
令和6年1月1日時点の住所		

**2. 振込口座（原則「1. 申請者（請求者）」の口座とします。）※長期間入出金のない口座を記入しないでください。**

原則として、申請者（請求者）の口座をご記入ください。金融機関の口座がないなどやむを得ない理由等により、申請者（請求者）以外の口座を希望する場合には、【代理確認・受給を行う場合】に記入のうえ、振込先金融機関口座確認書類と申請者（請求者）・代理人それぞれの本人確認書類を添付してください。

【受取口座記入欄（いずれか一方のみご記入ください）】通帳の見開きページ等でご確認いただきながらご記入ください。

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでご記入ください)	口座名義(カタカナ) ※通帳の表記に合わせてください
金融機関番号	店番号	1普通 2当座 3貯蓄		
ゆうちょ銀行	通帳記号 (※欄は6桁目がある場合のみ)		通帳番号 (右詰めでご記入ください)	口座名義(カタカナ) ※通帳の表記に合わせてください
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上又はキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入ください。	1 0 ※			

※金融機関の口座がないなどやむを得ない理由がある方は、申請書と必要書類、本人確認書類をお持ちのうえ、越谷市生活福祉課臨時特別給付金室（越谷市役所第三庁舎4階エレベーターホール）までお越しください。この場合におきましても、支給要件の審査等を経る必要があることから、当日窓口で給付金を受け取ることはできません。

【代理確認・受給を行う場合のみ記入が必要です】※代理人氏名と申請者（請求者）氏名等を逆に記入しないようご注意ください。

(フリガナ) 代理人氏名	申請者（請求者）との関係 (該当に○)	代理人生年月日	代理人住所
	法定代理人	大正・昭和・平成 年 月 日	〒 電話 ( )
	その他(続柄) ( )		
上記の者を代理人と認め、不足額給付金の	確認・請求 受給 確認・請求及び受給	を委任します。 ←法定代理人の場合は、委任方法の選択は不要です。	申請者（請求者）氏名 (本人の署名)

～裏面も必ずご記入ください～

【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、口にチェック(シ)してください。

以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

(1) 以下の算定方法に従い、本市において算定した支給額が支給されます。本市における算定の結果、0円となった場合には、定額減税補足給付金(不足額給付)は支給されません。

【算定方法】

以下の①+②の合算額(合算額を万円単位に切り上げる) - 定額減税補足給付金(当初調整給付)

① 所得税分定額減税可能額(\*1) - 令和6年分所得税額(①<0の場合は0)

② 個人住民税所得割分減税可能額(\*2) - 令和6年度分個人住民税所得割額(②<0の場合は0)

\*1…所得税分定額減税可能額:3万円×[減税対象人数]

\*2…個人住民税所得割分減税可能額:1万円×[減税対象人数]

[減税対象人数]:納税者本人+同一生計配偶者+扶養親族(16歳未満扶養親族を含む)等の数]

※国外居住者は減税対象人数には含まれません。

(2) 支給要件の該当性等を審査等するため、本市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求めること及び提供することに同意します。

(3) 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。

(4) この申請書は、本市において支給決定をした後は、申請する給付金の請求書として取り扱います。

(5) 本市が支給決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和7年11月28日(金)までに、本市が申請者(請求者)と連絡が取れず、確認ができない場合は、給付金が支給されないことに同意します。

(6) 給付金の支給後、本申請書の記載事項及び提出書類について虚偽であることが判明した場合や、給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合(他自治体で上述の給付金を受給済みの場合を含む)には、給付金を返還します。

※提出いただきました申請書および提出書類の内容を確認の上、支給要件に該当することが確認できた場合には、ご指定の口座に給付金を支給いたします。また、要件に該当しない場合には、却下の旨の通知を送付いたしますが、これらの作業には、申請書を受領してから概ね1~2か月程度期間を要します。

なお、令和6年1月1日時点の住所が本市にない場合等におきまして、当該自治体に課税状況等の照会が必要な場合には、回答等までに更に時間を要することとなりますので、あらかじめご承知お祈りいたします。

【提出書類】

定額減税補足給付金(不足額給付)不足額給付1 申請書(請求書)

【令和6年度個人住民税課税自治体(原則として令和6年1月1日の住民登録地)から送付された通知書等】

● 調整給付金の支給確認書の写し(コピー)、支給決定通知書 など

※令和6年度に給付された調整給付金(当初給付分)の額がわかる資料をご用意ください。

受給要件に該当せず定額減税補足給付金(当初調整給付)を受給していないため、上記資料をお持ちでない方は、令和6年度個人住民税分控除不足額等がわかる資料をご用意ください。



【定額減税補足給付金(当初調整給付)の受給要件を満たしていなかった方のみ提出】

● 令和6年度分個人住民税の納税通知書 又は 特別徴収税額通知書 などの写し(コピー)

※令和6年度個人住民税が非課税であった場合は、この項目における●の書類は送付されないため添付不要です。

※この項目の書類のみ、無くても申請は可能ですが、その場合、本市から他自治体に照会を行う必要がありますので、審査に追加で1~2か月程度期間を要することとなります。

【代理人が確認・請求または受給する場合(世帯主以外の口座に振込を希望する場合等)】

申請者(世帯主)及び代理人それぞれの本人確認書類等の写し(コピー) ※両者の添付が必要です

※マイナンバーカード(表面)、運転免許証(表面+記載がある場合は裏面)、パスポート、身体障害者手帳、在留カード、健康保険証等の写し(コピー)等の本人確認書類を、申請・請求者(世帯主)と代理人それぞれをご用意ください。

法定代理人の場合:当該事項を確認できる登記事項証明書の写し(コピー) ※上記に追加が必要です。

受取口座を確認できる書類の写し(コピー)

※表面に記入した受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人(カタカナ)が分かる通帳やキャッシュカード等の写し(コピー)をご用意ください。

最終  
チェック 【誓約・同意事項】のチェック漏れや、添付書類の不備はありませんか。確認後、以下にご署名ください。  
(振込口座が未記入、チェック漏れ、添付書類の不備等がある場合、給付金を受給できません。)

本申請及び請求内容に相違ありません。

令和7年 月 日

申請者氏名



【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、口にチェック(シ)してください。

以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

(1) 以下の算定方法、すべてお読みいただき、必ず✓してください。本市における算定の結果、0円となった場合には、定額減税補足給付金(不足額給付金)を申請する。

【算定方法】

以下の①+②の合算額(合算額を万円単位に切り上げる) - 定額減税補足給付金(当初調整給付)

- ① 所得税分定額減税可能額(\*1) - 令和6年分所得税額(①<0の場合は0)
  - ② 個人住民税所得割分減税可能額(\*2) - 令和6年度分個人住民税所得割額(②<0の場合は0)
- \*1…所得税分定額減税可能額:3万円×[減税対象人数]  
\*2…個人住民税所得割分減税可能額:1万円×[減税対象人数]

[減税対象人数]:納税者本人+同一生計配偶者+扶養親族(16歳未満扶養親族を含む)等の数  
※国外居住者は減税対象人数には含まれません。

- (2) 支給要件の該当性等を審査等するため、本市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求めること及び提供することに同意します。
- (3) 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- (4) この申請書は、本市において支給決定をした後は、申請する給付金の請求書として取り扱います。
- (5) 本市が支給決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和7年11月28日(金)までに、本市が申請者(請求者)と連絡が取れず、確認ができない場合は、給付金が支給されないことに同意します。
- (6) 給付金の支給後、本申請書の記載事項及び提出書類について虚偽であることが判明した場合や、給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合(他自治体で上述の給付金を受給済みの場合を含む)には、給付金を返還します。  
※提出いただきました申請書および提出書類の内容を確認の上、支給要件に該当することが確認できた場合には、ご指定の口座に給付金を支給いたします。また、要件に該当しない場合には、却下の旨の通知を送付いたしますが、これらの作業には、申請書を受領してから概ね1~2か月程度期間を要します。  
なお、令和6年1月1日時点の住所が本市にない場合等におきまして、当該自治体に課税状況等の照会が必要な場合には、回答等までに更に時間を要することとなりますので、あらかじめご承知お祈りいたします。

提出書類の添付漏れがないか確認しながら、✓をつけてください。  
※給付対象者と受給者が異なる場合・代理人の場合の書類添付漏れが多くなってまいりますので、該当される場合は漏れがないよう十分にご注意願います。

定額減税補足給付金(不足額給付金)

【令和6年度個人住民税課税自治体(原

● 調整給付金の支給確認書の写し(コピー)

※令和6年度に給付された調整給付金(当初給付分)の額がわかる資料をご用意ください。  
受給要件に該当せず定額減税補足給付金(当初調整給付)を受給していないため、上記資料をお持ちでない方は、令和6年度個人住民税分控除不足額等がわかる資料をご用意ください。



【定額減税補足給付金(当初調整給付)の受給要件を満たしていなかった方のみ提出】

● 令和6年度分個人住民税の納税通知書 又は 特別徴収税額通知書 などの写し(コピー)

※令和6年度個人住民税が非課税であった場合は、この項目における●の書類は送付されないため添付不要です。

※この項目の書類のみ、無くても申請は可能ですが、その場合、本市から他自治体に照会を行う必要がありますので、審査に追加で1~2か月程度期間を要することとなります。

【代理人が確認・請求または受給する場合(世帯主以外の口座に振込を希望する場合等)】

申請者(世帯主)及び代理人それぞれの本人確認書類等の写し(コピー) ※両者の添付が必要です

※マイナンバーカード(表面)、運転免許証(表面+記載がある場合は裏面)、パスポート、身体障害者手帳、在留カード、健康保険証等の写し(コピー)等の本人確認書類を、申請・請求者(世帯主)と代理人それぞれをご用意ください。

法定代理人の場合:当該事項を確認できる登記事項証明書の写し(コピー) ※上記に追加が必要です。

受取口座を確認できる書類の写し(コピー)

※表面に記入した受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人(カタカナ)が分かる通帳やキャッシュカード等の写し(コピー)をご用意ください。

最終  
チェック 【誓約・同意事項】のチェック漏れや、添付書類の不備はありませんか。確認後、以下にご署名ください。  
(振込口座が未記入、チェック漏れ、添付書類の不備等がある場合、給付金を受給できません。)

本申請及び請求内容に相違ありません。

令和7年 ▲ 月 ▲ 日

申請者氏名 ●● ●●